

(公財) 日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2008年より毎年、年度ごとの協会政策方針を出し年1回の全国代表者会議にて発表し、HPにも公表している。 2021年度（令和3年度）から5年間の中期基本計画を策定した。内容は協会の方針から達成目標、経営面、更に各競技の各々目標設定と計画を記載し実施に向けて作成した。作成にあたっては各専門分野からの意見と目標設定、さらに各委員会にて議論して提出したものを理事会承認済。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2021/02/2021seisakuhoshin.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2021/09/JGA_Chuhoki20210909.pdf	1.2022年度日本体操協会政策方針 2.常務理事会承認資料 （2022年度日本体操協会政策方針） 3.日本体操協会中期基本計画2021-2026 4.常務理事会承認資料 （日本体操協会中期基本計画2021-2026）
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	2022年4月に、事務局の体制強化を図るべく組織改正を実施するとともに、必要な人材の配置を行った。現在、2023年の役員改選に併せた協会の新組織体制への移行を検討中であり、これに伴う人材の選任・配置についても適切に実施していく。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/06/eff0a81f4de982abc450e232d0bb51df.pdf	3.日本体操協会中期基本計画2021-2026
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	2008年より毎年、年度毎の協会政策方針を出し年1回の全国代表者会議にて発表し、HPで公表している。2021年度（令和3年度）から5年間の中期基本計画を策定した。内容は協会の方針から達成目標、経営面、更に各競技の各々目標設定と計画を記載し実施に向けて作成した。作成にあたっては各専門分野からの意見と目標設定、さらに各委員会にて議論して提出したものを理事会承認済。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/07/1816801e58627287252609bd873324f6.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/07/b131e34a4844dcad4163378c958fdcc3.pdf	6.2021年度事業報告書 7.2021年度決算報告書 3.日本体操協会中期基本計画2021-2026 4.常務理事会承認資料 （日本体操協会中期基本計画2021-2026）
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事は2021年改選時に23%となり、2023年改選時には25%以上を目標とする。女性理事は2021年改選時に36%となり、2023年改選時には40%以上を目標とする。そのために、役員改選にあたりスポーツ団体ガバナンスコード組織編成コードに沿った組織づくりを検討し、スポーツのインテグリティを強化し、ガバナンスを保持、コンプライアンスの遵守をしていく観点から、従来の理事＝委員会（業務執行者）の組織から、スポーツ団体ガバナンスコードが示す、理事継続年数10年までという前提条件を2023年から実施し、さらに業務遂行の効率化と透明性を図るため、委員会活動（業務執行者）と役員（理事）との役割を分けて行う併用体制を作る。理事の役割も明確にして、理事会の活性化のため、女性役員、外部役員の登用については、各委員会、ブロックよりビジネススクール修了者等から若手、女性を検討していく。また若手の運営業務への参加を促して行く体制に移行。組織的には機能していない競技別での業務分担制を明確にして協会運営を効率的にする体制も模索していく。	8.2021-2022年度役員名簿 9.2021-2022年度本部長・委員長名簿

	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	評議員については、外部評議員および女性評議員の目標割合について、外部25％・女性25％を目指していく。詳細については評議員選定委員会にて検討の上、2025年改選に向けて検討していく。外部評議員は、体操協会に属する団体以外の方としている。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2017/03/jgareg41.pdf		10.2021-2024年度評議員名簿 11.評議員選定委員会運営細則
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会はすでに2013年度より設置している。構成は、男子体操、女子体操、新体操、男子トランポリン、女子トランポリンの各競技から現役選手、OBから選出し、委員長は常務理事を配置している。委員会の活動として、年1回の会議を実施。常務理事会への提案を行い、強化本部などと協力してイベント、普及活動を実施している。		12.アスリート委員会内規 13.アスリート委員会名簿 14.過去4年分の議事録
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現行の制度から従来の理事＝委員会（業務執行者）の組織から、スポーツ団体ガバナンスコードが示す、理事継続年数10年までという前提条件を（2023年から実施）し、さらに業務遂行の効率化と透明性を図るため、委員会活動（業務執行者）と役員（理事）との役割を分けて行う併用体制を2025年度の移行を目指す。理事の役割も明確にして、理事会の活性化のため、女性役員、外部役員の登用、また若手の運営業務への参加を促して行く体制に移行していく。 現在でも理事会は、五輪代表選手や大学教授、企業経験者、各競技の担当理事、常務理事、各委員会からの代表者さらに外部からの理事も入り、実効性の確保をしている。また年8回の常務理事会、年4回の理事会を開催しており、状況により臨時理事会等の開催も実施している。		8.2021-2022年度役員名簿
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	すでに理事就任時の年齢制限を設けている。（就任時70歳まで） https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/jgareg_03_2022.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/jgareg42_2020.pdf		15.役員の定年に関する規程 16.定款第27条に基づく役員以外の定年に関する規程

	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
9	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数 の上限を設けること	理事の連続での就任期間は最長5期10年まで、再任回数は最大3回まで、再任期間は 1 期2年以上空けるものとしており、2023年改選時から適用する予定。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/jgareg_03_2022.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2020/06/jgareg42_2020.pdf 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 下記理由にて、2021年の役員改選時には、激変緩和措置を適用し、役員選出を実施。 ①急激な組織の変更を伴うため、協会内での整理、また各方面での混乱が生じ業務遂行に支障が生じるため、2023年の改選時までに、理事継続年数10年までという前提条件を遵守し、業務遂行の効率化と透明性を図るため、委員会活動（業務執行者）と役員（理事）との役割を分けて行う体制を併用して対応する。 ②さらに東京五輪の1年延期により、現行の強化体制を始め、様々な部署での準備作業も継続して実施しなければならないため、一部を除き激減緩和措置を適応して対応する。		15.役員の定年に関する規程 16.定款第27条の基づく役員以外の定年に関する規程 8.2021-2022年度役員名簿
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員選考委員会及び会長推挙委員会運営細則を作成済。 現職理事が過半数を超えないように、また構成員に有識者等を配置する。2023年次期役員改選時の役員選定委員会設置時に配置する。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2021/07/jgareg_51_2021.pdf		17.役員選考委員会及び会長推挙委員会運営細則
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	NF及びその役職員、その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備してる。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/jgareg_09_2021.pdf		18.倫理規定
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2019/06/jgareg39_201906.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2013/04/jgareg12.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/jgareg10_2019.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2020/11/jgareg46_2020.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2017/03/jgareg11.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/jgareg_13_2021.pdf		19.コンプライアンス規程 20.経理規程 21.委員会運営規程 22.事務局規程 23.職員服務規程 25.テレワーク勤務規程

	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関する規程を整備している。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/jgareg_48_2021.pdf		24.文書取扱規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。 従来、職員の内、契約社員については、賞与・退職金は支給していなかった。2018年4月に5年以上勤務契約社員については、有期雇用ということで、全員、正社員雇用とした。この時点から賞与・退職金を支給するよう職員給与規程を改定。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2013/04/jgareg02.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/jgareg_14_2021.pdf		26 .役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 27.職員給与規程
15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	将来において、たとえば、世界選手権大会などの大規模な大会を誘致する場合、理事会・評議員会の機関決定が必要である。とくに財務面での対応力が決めてとなる。そのために、特定資産取扱い規程を制定し、大規模大会等の招致が可能になる体制を整備した。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2017/03/jgareg38.pdf		28.特定資産等取扱規程
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	登録規程、加盟団体規程により、登録者の手続き、登録料の納付、加盟団体の分担金の納入等を規程している。 更に国際大会等の誘致に対しては、特定資産等取扱規程を規程化している。 スポンサーシップに関する規程がないため、大会ごとに個別にて契約をし適切な契約を結んで締結している。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/jgareg05_2019.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/jgareg04_2019.pdf		29.登録規程 30.加盟団体規程 31.スポンサー契約書
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の公平・合理的選考方法については、常務理事会審議後、HP掲載している。また、各強化本部内規に記載済。 代表選考に関する選手の権利保護については、2022年12月競技者規程に13条を追加し改定。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2021/08/JGA_kodokihan_2021.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/artistic/wp-content/uploads/sites/2/2022/02/2022a_MAG_selects.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/artistic/wp-content/uploads/sites/2/2022/02/83b68e471354fc33ed5e7e2d98844941.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/bd_news/31555/ https://www.jpn-gym.or.jp/trampoline/wp-content/uploads/sites/4/2022/03/TRA_2022_WorldChampionships_selection.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/jgareg_06_2021.pdf		32.強化本部内規 33.日本代表選手、役員の行動規範 34.第51回世界体操競技選手権大会男子体操日本代表選考方法 35.第51回世界体操競技選手権大会女子体操日本代表選考方法 36.W杯大会出場について（理事会承認資料） 37.第36回世界トランポリン競技選手権日本代表選考方法 29.登録規定 75.競技者規程

	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	審判員の公平・合理的な選考についても、審判委員会で、策定済。 審判委員会にて大会時の審判起用については、内規に従い、各競技審判本部にて原案作成し、審判委員会にて整理後、理事会にて承認を取る。		38.競技会審判員選考基準内規
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確保するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	顧問弁護士・公認会計士・社会保険労務士等との日常的にサポート出来る体制を取っている。 相談窓口は、弁護士事務所にて行っており、コンプライアンス、パワハラ、セクハラなどの相談を受け、コンプライアンス委員会にて状況を双方の聞き取りする体制を取り対応。各都道府県協会とも連携を取り実施している。		39.セクハラ・パワハラ相談窓口設置委託契約書 40.専門家によるサポート体制について 41.社会保険労務士業務委託契約書 42.問題・危機管理発生フローチャート 43.コンプライアンス委員会名簿 45.2021年度コンプライアンス研修資料 ・スポーツ団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制の重要性 71.2021年度会議＆研修会実施計画について
20	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置 すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	規程においてすでにコンプライアンス委員会の設置を定めている。 委員は女性2名、弁護士1名、外部 1名。令和元年度より、毎年開催している。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2019/06/jgareg39_201906.pdf		19.コンプライアンス規程 43.コンプライアンス委員会名簿 44.コンプライアンス委員会議事録
21	〔原則4〕 コンプライ アンス委員会を設置 すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	コンプライアンス委員には、学識経験者、弁護士が含まれている。		43.コンプライアンス委員会名簿
22	〔原則5〕 コンプライ アンス強化のための 教育を実施すべきで ある	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	2021年2月7日（日）、全国代表者連絡会議にて実施済。2022年2月06日実施。2023年2月05日実施予定。		45 .2021年度コンプライアンス研修資料 ・スポーツ団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制の重要性 71.2021年度会議＆研修会実施計画について
23	〔原則5〕 コンプライ アンス強化のための 教育を実施すべきで ある	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	2018年度より、各競技の強化合宿にて、コンプライアンス、インテグリティ教育の実施。 各競技より担当者を任命し、選手、指導者向けの教育し啓蒙を継続している。		46.倫理規定、行動規範遵守の取組みについて 47.倫理規定、行動規範遵守報告書 （体操・新体操・トランポリン） 72.インテグリティ研修会計画

	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2020年度より、審判委員会にて実施計画を立て2020年は体操競技審判員に実施済。 年度は体操・新体操・トランポリンとも年1回の教育を実施済。 2022年度も継続して実施予定。	2021	48.審判員コンプライアンス研修会報告 73.審判員コンプライアンス研修会報告
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	専門家によるサポート体制を構築している。 公認会計士、弁護士、司法書士等による日常的なアドバイス等の機会を設定して、管理をしている。 弁護士については、相談窓口を中心にパワハラ・セクハラ問題を中心に対応して戴いており、必要な場合はコンプライアンス委員会を開催し対応している。		40.専門家によるサポート体制について 39.セクハラ・パワハラ相談窓口設置委託契約書
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	関与税理士により、現在、数年前から消費税チェックをお願いしている。各取引伝票1件毎にチェックを行っている。この業務において、異常な取引等が発生した場合、即座にその内容について、回答を求められる。日常デリー処理において、ルーチンワーク化しており、チェック機能が働いている。また、6ヶ月毎に公認会計士2名によるチェックも実施しており、専門家によるチェック体制を図っている。監事には公認会計士試験委員の経験者等配置している。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2013/04/jgareg12.pdf		8.2021-2022年度役員名簿 49.監事経歴書 50.日常消費税チェック体制について 51.公認会計士契約書 20.経理規定
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金については、規程作成済で、適正な運用を行っている。 又、監事監査において、実際の補助金テーマについての内容の検証をお願いしている。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/jgareg16_2019.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2017/03/jgareg40.pdf		52.国庫補助金等公金の取扱に関する規程 53.監事監査規程 54.交付決定通知資料
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	年度決算においては、理事会の承認決議の後評議員会に上程・審議後、承認。その後、HPへ掲載し、開示を行っている。 決算報告書には、貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録等を全て含まれる。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/07/1816801e58627287252609bd873324f6.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/07/b131e34a4844dcad4163378c958fdcc3.pdf		6.2021年度事業報告書 7.2021年度決算報告書
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	代表選手の公平・合理的選考方法については、常務理事会審議後、HP掲載している。また、各強化本部内規に記載済。 代表選考に関する選手の権利保護については、2022年6月実施。 https://www.jpn-gym.or.jp/artistic/wp-content/uploads/sites/2/2022/02/2022a_MAG_selects.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/artistic/wp-content/uploads/sites/2/2022/02/83b68e471354fc33ed5e7e2d98844941.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/bd_news/31555/ https://www.jpn-gym.or.jp/trampoline/wp-content/uploads/sites/4/2022/03/TRA_2022_WorldChampionships_selection.pdf		34.第51回世界体操競技選手権大会男子体操日本代表選考方法 35.第51回世界体操競技選手権大会女子体操日本代表選考方法 36.W杯大会出場について（理事会承認資料） 37.第36回世界トランポリン競技選手権日本代表選考方法

	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明」を2022年9月にHPに公開済。 https://www.jpn-gym.or.jp/association_info/financial_info/		74.スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。特に、年度末での公認会計士監査においては、利益相反ポリシーに基づいた規程により、利益相反を適切に管理している。 利益相反ポリシー規程化済。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/jga_policy_50_2021.pdf https://www.jpngym.or.jp/wpcontent/uploads/2021/07/99c964edbf9aaa10265b46005267097e.pdf		55.利益相反ポリシー 56.定款
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシー作成済。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2021/03/jga_policy_50_2021.pdf		55.利益相反ポリシー
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	公益通報者保護に関する規程の中に「通報制度規程」が策定されており、この規定に基づいて適切に運用されている。 また、この規程では通報に関わる情報管理を徹底することとしている。通報窓口について、ウェブサイト等を通じてNF関係者に周知している。 通報窓口を利用したことを理由として相談者に対する不利益な取り扱いを行うことを禁止している。 通報窓口担当者に相談内容に関する守秘義務を課しているが、職員・役員に対しても秘密義務を課す条文を追加済。 (2021年12月に第10条の条文を追加) https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/jgareg_47_2021_2.pdf		57.公益通報者保護に関する規程 42.問題・危機管理発生フローチャート
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報相談窓口は外部の顧問弁護士となっており、通報内容を処理するコンプライアンス委員会は、上記記載通り、弁護士、学識経験者が含まれている。相談内容はセクハラ・パワハラを含め全体の相談に対応している。		42.問題・危機管理発生フローチャート 43.コンプライアンス委員会名簿 39.セクハラ・パワハラ相談窓口設置委託契約書
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	倫理規定により懲罰内容を制定している。また通報から処分内容の手続き等を定めている。倫理規定に弁明の機会について及び処分結果の通知等を告知することを条文制定をする。（2021年12月に第4条2を追記） https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/jgareg_09_2021.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2019/06/jgareg39_201906.pdf		18.倫理規程 19.コンプライアンス規程 42.問題・危機管理発生フローチャート 58.通報窓口・懲戒委員会に関する手続きについて

	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理規定第6条に懲戒委員会の設置にて規定している。メンバーは、案件ごとに都度理事会で提案され承認を受け る。メンバー構成については、中立性及び専門性を有することを改定済。 (2021年12月に第6条3を追記) 現在は、コンプライアンス委員会で提案された処分案について、懲戒委員会で決定し理事会に提案する。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/jgareg_09_2021.pdf		18.倫理規定 43.コンプライアンス委員会名簿
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	倫理規定第9条に定めている。スポーツ仲裁機構への自動応諾条項の期間制限を変更済。 (2021年12月に第9条2を改定) https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/jgareg_09_2021.pdf		18.倫理規程 58.通報窓口・懲戒委員会に関する手続きについて
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分通知時に対象者に対して必ず口頭で伝えたとともに、倫理規程にもその旨の条文を追加済。 (2021年12月に第7条の条文を追加) https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/05/jgareg_09_2021.pdf		18.倫理規程
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理については、2019年度より、会長以下、副会長、専務理事、常務理事、事務局にて対応することとして いる。2020年3月に、コロナウィルス感染症による緊急事態の対策を採る危機管理対策室の設置を臨時理事会にて 採択した。メンバー構成は、会長を筆頭に、室長を設置し、補佐を副会長とし、総務委員長、広報委員長、医科学 委員会委員長、医科学委員ドクター等配置し、今後の対策を司る機関を設けた。運用マニュアルについては、 作成しており状況に応じて随時更新している。不祥事対応に関しての外部委員会等の活用をまとめたものも含め たマニュアル規程に修正済。		59.危機管理及び不祥事対応体制について 一危機管理及び不祥事対応体制に係るマニュアルー 60.危機管理対策室設置承認資料
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	2018年8月に発生致しました。第三者委員会を設置し、関係者からの聞き取りと資料分析が中心に行われた。それ に伴う原因究明、調査報告書を参考に理事会にて処分を決定した。更に調査報告書の提言に基づき、再発防止の 観点から、協会内に2つの委員会を設けて再発防止策を構築した。 検証報告書にもとづいてどのような調査体制で事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言を行っ た。（提言事項検討委員会・特別調査委員会） https://www.jpn-gym.or.jp/notice/27376/ https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2018/12/18daisansha_report.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/19_teigen_report.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/19_tokubetsu_inv_report.pdf		61.第三者委員会名簿 62.第三者委員会調査報告（要約） 63.提言事項検討委員会報告 64.提言事項委員会名簿 65.特別調査委員会報告 66.特別調査委員会名簿

	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3） 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	2018年9月に外部有識者による第三者委員会の設置を行った。メンバーについては、今回の案件が内部役員対象、またスポーツ時だけの問題でないことと話題性の高い問題となったことから内部での調査での限界もあることから、独立性、中立性に重点を置き、協会の関与しない外部弁護士、また検事経験ある弁護士、裁判官等の経験のある弁護士の5名での構成とした。 https://www.jpn-gym.or.jp/notice/27376/		61.第三者委員会名簿 59.危機管理及び不祥事対応体制について 一危機管理及び不祥事対応体制マニュアル
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1） 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現在、協会内規程に加盟団体規程を設けて、中央と地方団体との連携を整備している。 また全国代表者連絡会議、ブロック会議、更に地域委員会を設けて各意見交換、支援、助言を行える体制としている。各都道府県協会に対して、相談窓口の設置依頼を出している。2022年12月を目途に都道府県コンプライアンス担当者へ大会ごとのハラスメントアンケート実施要請および都道府県別の対応乖離を防ぐべく取り扱いプロシージャを作成し周知予定。 https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/jgareg04_2019.pdf https://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2022/06/eff0a81f4de982abc450e232d0bb51df.pdf		30.加盟団体規程 5.2022年度組織図 67.地域委員会名簿 68.ブロック代表者名簿 69.コンプライアンス委員会設置依頼書 76.都道府県ハラスメント対応プロシージャ
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2） 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現在、毎年2月に開催している全国代表者連絡会議（理事、委員会委員長、各連盟代表、都道府県協会代表、ブロック代表、地域委員会代表等が参加する全国会議）にて、弁護士、有識者の方々によるコンプライアンス研修会を毎年開催しております。組織づくり、ガバナンスやコンプライアンスに関する研修会を実施して情報提供支援をしている。今年度も開催予定である。		